平成２１年（フ）第７３３号
埼玉県川口市江戸１丁目11番17号
債務者　伊藤　卓弥
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目64番地16
債務者　古橋美代子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２３４号
埼玉県越谷市花田７丁目２番地３エクセルハイツ101
債務者　高橋　　明
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２３５号
埼玉県越谷市相模町１丁目134番地
債務者　高橋　則夫
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２１９号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹399番地３
債務者　清水　　貢
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５８号
三重県松阪市光町37番地７
債務者　湯浅　優子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第２６１号
長崎県長崎市油木町52番地47　香月アパート201号
債務者　大坪　竜治
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７９号
長崎県西彼杵郡時津町左底郷757番地１　フレグランス左底202号、旧住所長崎県西彼杵郡時津町左底郷301番地１　山上アパート201号
債務者　伊藤　和国
1　決定年月日時　平成21年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１２４６号
札幌市中央区南７条西13丁目３番34―301号、申立時の住所札幌市中央区南９条西12丁目１番26―805号
債務者　福田　依子
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１２７７号
札幌市豊平区美園11条４丁目２番24号
債務者　佐々木　一
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３０７号
札幌市清田区清田９条１丁目２番５号
債務者　佐藤まつみ
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３９８号
札幌市南区定山渓温泉西３丁目100番地　ホテル鹿の湯女子Ｄ寮203号
債務者　馬渡　優香
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１４０７号
札幌市南区石山１条７丁目７番10号
債務者　農作　泰代（旧姓舛谷）
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５６８号
札幌市白石区北郷５条３丁目１番23号　ノヴァ３号203号
債務者　渡部　克廣
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６０７号
札幌市手稲区曙６条３丁目２番１号
債務者　富田　請貴
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１７号
札幌市中央区南10条西12丁目１番11号　アイステージ山鼻103号
債務者　小山　隆道
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６１８号
札幌市中央区南10条西12丁目１番11号　アイステージ山鼻103号
債務者　小山　真紀
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６２２号
札幌市南区川沿３条３丁目２番３号　第３フラワーコーポ
債務者　宮本　一三
1　決定年月日時　平成21年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部